

2024年11月26日
一般社団法人 日本電機工業会

「建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案」
に対する意見募集へのJEMA提出意見

○意見提出先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

○意見案の公示日：2024年11月1日（金）

意見募集期間：2024年11月1日（金）～2024年12月1日（日）

JEMA 意見提出日：2024年11月25日（月）

○提出意見

（該当箇所）

（1）監理技術者等の設置等の特例について（第28条（建設業法第26条第3項第1号）関係）

（2）営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例について（新設第33条及び第34条（建設業法第26条の5第1項）関係）

（意見）

監理技術者等の設置等の特例および営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例に係る建設業法施行令の改正の概要について、技術者配置の合理化につながるとともに、技術者の働き方改革や生産性向上にも資する内容でもありますので、たいへんありがたく、賛同します。

尚、1億円の金額基準については、今後の物価水準や建設工事費の高騰等に応じて適宜見直しいただくことを希望します。

以上

本件に関する弊社お問い合わせ先
電力・エネルギー部
TEL 03-3556-5885